令和２年５月８日

会　員　各　位

一般社団法人　全日本不動産協会　千葉県本部
本部長　原口　正孝

新型コロナウィルス感染症にかかる特別見舞金の給付について

拝啓　平素より協会運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の新型コロナウィルス感染症拡大により、ご苦労されている会員および御家族の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

この度の新型コロナウィルス感染症の流行を踏まえ、本会の共済事業の一環として、新型コロナウィルスに罹患された会員に対する特別見舞金の給付を実施することとなりました。

対象者等の詳細につきましては、TRA 総本部からの通知に基づき以下の通りでございますので、ご案内させていただきます。

なお、千葉県本部のホームページには新型コロナウィルス対応に関する情報が多数掲載されております。ぜひ、ご参照ください。（URL　https://chiba.zennichi.or.jp　）

敬具

記

対象者　：会員事業者の代表者又はその従たる事務所の政令使用人（本会に登録されている者に限る。）で、①新型コロナウィルスに感染し、かつ、②医療機関に入院又は当局からの指示により宿泊施設あるいは自宅にて隔離療養（以下、「入院等」という。）を１０日以上された者に限る。

※感染が判明しただけでは対象にはなりません。上記①及び②の両方が必要です。

対象期間：令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの間に感染が判明した場合

給付額　：一人当たり１０万円（上記期間内１回に限る）

必要書類：１.特別見舞金給付申請書（別紙１）
２.新型コロナウィルス感染症に罹患し、１０日以上の入院等を証する公的書類（罹患証明書、医師の診断書、入院証明書等）の写し

申請手続：上記必要書類すべてを TRA 総本部事務局に郵送

注意事項：今回の特別見舞金と現行の入院見舞金の併用はできません。

以上

お問い合わせ先
TRA 総本部事務局（工藤、松本、遠藤、山川）
電話０３－３２２２－３８０８